

電気需給約款

株式会社リボンエナジー

2024年8月1日 実施

目次

1. 適用.....	4
2. 本約款等の変更.....	4
3. 定義.....	5
4. 単位および端数処理.....	7
5. 実施細目等.....	8
6. 電気需給契約の申し込み.....	8
7. 電気需給契約の成立.....	8
8. 電気需給契約の単位.....	8
9. 電気の需給開始.....	8
10. 供給の単位.....	9
11. 電気料金メニュー.....	9
12. 付帯メニュー.....	9
13. 電気の検針.....	9
14. 電気の計量.....	9
15. 電気の使用期間.....	10
16. 電気料金の算定.....	10
17. 支払義務発生日.....	10
18. 支払期限日.....	10
19. 電気料金の支払方法および支払日.....	11
20. 延滞利息.....	11
21. 電気料金および延滞利息の支払順序.....	12
22. 適正契約の保持.....	12
23. 違約金.....	12
24. 使用の制限もしくは中止.....	12
25. 損害賠償の免責.....	12
26. 設備の賠償.....	13
27. 電気料金メニューの変更.....	13
28. 電気需給契約名義の変更.....	13
29. お客さまからの電気需給契約の解約.....	13
30. 当社からの電気需給契約の解約等.....	14
31. 電気需給契約解約後の債権債務関係.....	15
32. 需給地点および施設.....	15
33. 工事費負担金.....	16

34. 需給開始に至らないで電気需給契約を解約する場合等の費用の申し受け.....	16
35. 電気需給にともなうお客さまの協力.....	16
36. 消費税法改正の場合の取り扱い.....	18
37. 反社会的勢力の排除.....	18
38. 専属的合意管轄裁判所.....	19
附則.....	20
1. 本約款の実施期日.....	20
2. 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置.....	20

1. 適用

- (1) この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社リボンエナジー（以下「当社」といいます。）が、低圧需要に応じて、一般送配電事業者の託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。）に定める託送供給により、電気を供給するときの需給条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。

エリア	供給区域
北海道エリア	北海道
東北エリア	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
東京エリア	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
中部エリア	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県
北陸エリア	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部
関西エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部
中国エリア	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部
四国エリア	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）および愛媛県（一部を除きます。）
九州エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県

- (3) 契約締結にあたっての供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行うことについて、あらかじめご承諾いただきます。

2. 本約款等の変更

- (1) 当社は、本約款、11（電気料金メニュー）に定める電気料金メニュー定義書および12（付帯メニュー）に定める付帯メニュー定義書（以下「本約款等」といいます。）について、託送約款が改定された場合、関係法令・条例・規則等の改正によ

り本約款等の変更の必要が生じた場合その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に従い、お客さまの了承を得ることなく、本約款等を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる条件は変更の効力発生日直後の電気の計量日または検針日から、その他の供給条件は変更の効力発生日から、変更後の本約款等によるものとします。なお、本約款等を変更する場合には、本約款等を変更する旨、変更後の本約款等の内容および変更の効力発生日を、当社が適当と判断した方法によりお知らせします。

- (2) 本約款等の変更または契約の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を次のとおり行うことについて、あらかじめご承諾いただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) 本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付を行わないことについて、あらかじめご承諾いただきます。

3. 定義

次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、けい光灯、LED、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものを除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

- (5) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (7) 需要場所
託送約款に定める需要場所をいいます。
- (8) 供給地点特定番号
需要場所を特定する番号をいいます。
- (9) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値とします。
- (10) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (11) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (12) 契約容量等
契約電流、契約容量および契約電力を総称したものをいいます。
- (13) 最大需要電力
需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。
- (14) 小売電気事業者
電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。
- (15) 一般送配電事業者
電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。
- (16) 託送供給等約款
電気事業法第18条に規定され、一般送配電事業者が供給区域における託送供給等にかかる料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。
- (17) 電気料金メニュー
電気料金メニュー定義書ごとに定める電気料金等お客さまへ電気を供給するときの料金その他の条件をいいます。
- (18) 付帯メニュー
電気料金メニューごとに付帯する割引等の条件をいいます。
- (19) 電気料金
本約款に基づき、電気料金メニューを適用し、お客さまの電気の使用状況に応じて算定される料金をいいます。
- (20) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

- (21) 供給条件の説明
電気事業法第2条の13に定める電気料金その他供給条件の説明をいいます。
- (22) 契約締結前の書面交付
電気事業法第2条の13に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (23) 契約締結後の書面交付
電気事業法第2条の14に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (24) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を小数点以下第1位で四捨五入します。
- (25) 消費税率
消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 単位および端数処理

本約款等において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、電気料金メニューに基づき算定された契約電力の値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットとします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入します。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (6) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目等

- (1) 本約款等の実施上必要な細目的事項は、本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本約款等に定めのない事項は、本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

6. 電気需給契約の申し込み

- (1) お客さまが新たに当社との電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承認の上、必要事項を明らかにして、当社所定の方法により申し込みいただきます。
- (2) 申し込みにあたり、お客さまは、35（電気需給にともなうお客さまの協力）に定めるものの他、託送約款に定める需要者に関する事項について遵守していただきます。

7. 電気需給契約の成立

- (1) 電気需給契約は、お客さまからの申し込みを当社が承諾したときに成立します。
- (2) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、申し込み内容の不備、当社の設定する与信基準等により、電気需給契約の申し込みを承諾できないことがあります。

8. 電気需給契約の単位

- (1) 当社は、電気の1需要場所について1電気需給契約を締結します。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、複数の電気需給契約を締結することがあります。
- (2) 1電気需給契約には、1電気料金メニューを適用するものとし、適用条件を満たす場合には、付帯メニューを適用します。

9. 電気の需給開始

- (1) 当社は、お客さまとの電気需給契約が成立したときには、需給開始に必要な手続きを経た後、需給開始日より電気を供給します。この場合の需給開始日は、次のとおりとし、需給開始後すみやかに当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせします。
 - ① 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の計量日または検針日とします。
 - ② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状

態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との電気需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。

- (2) 当社は、一般送配電事業者に起因する事由その他のやむを得ない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことがあります。また、申し込みにあたり必要な事項について、お客さまから提供いただいた情報に、不足、不備、誤り、一般送配電事業者の所持する情報との不一致等がある場合、電気の供給を開始できないことがあります。

10. 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 電気需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給します。

- ① 共同引込線（複数の電気需給契約に対して1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- ② その他技術上、経済上やむを得ない場合

11. 電気料金メニュー

電気料金メニューに関する詳細事項は、電気料金メニュー定義書に定めます。

12. 付帯メニュー

電気需給契約および電気料金メニューに付帯して提供する付帯メニューに関する詳細事項は、付帯メニュー定義書に定めます。

13. 電気の検針

- (1) 電気の検針は、月ごとに一般送配電事業者が行います。
- (2) 月ごとの電気の検針日は、お客さまの属する区域に応じて一般送配電事業者が定めます。
- (3) 一般送配電事業者は、計量器の故障や非常変災等の特別な事情がある場合には、月ごとに電気の検針を行わないことがあります。この場合、電気の検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ定めた電気の検針日に電気の検針を行ったものとします。

14. 電気の計量

- (1) お客さまの使用電力量、最大需要電力等は、原則として、一般送配電事業者が取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量し、その計量の結果は、計量日以降に当社に通知されます。
- (2) 電気の検針を行わなかった場合や計量器の故障等によって一般送配電事業者が使用

電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力等は、原則として、託送約款に定めるところにより、一般送配電事業者と当社との協議によって定め、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえて当社が決定します。

- (3) 計量の結果は、当社所定の方法によりお客さまにお知らせします。

15. 電気の使用期間

当月の電気の使用期間は、前月の電気の計量日（一般送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。また、記録型計量器以外の計量器で計量するときは、前月の電気の検針日から当月の電気の検針日の前日までの期間とします。当社は、使用期間の使用電力量を基に、電気料金を算定します。ただし、電気の需給を開始した場合は、需給開始日から直後の計量日の前日または検針日の前日までを使用期間とします。電気需給契約を解約した場合は、直前の計量日または検針日から解約日の前日までを使用期間とします。

16. 電気料金の算定

- (1) 当社は、電気料金の使用期間を「1月」として電気料金を算定します。
- (2) 電気料金は、電気料金メニューを適用して算定します。
- (3) 電気料金メニューに加え、付帯メニューが適用される場合は、その全てを反映して電気料金を算定します。

17. 支払義務発生日

- (1) 1月の電気料金の支払義務発生日（電気料金についてお客さまと当社との間で具体的な債権債務が確定した日をいいます。）は、当該1月の電気の計量日または検針日とします。ただし、電気需給契約を解約した場合における、前回の計量日または前回の検針日から解約日までの電気料金の支払義務発生日は、解約日とします。
- (2) 電気料金の請求は、原則として、当社ウェブサイトのお客さま専用ページ（以下「マイページ」といいます。）に掲載する方法により行います。電気料金の請求日は、当社がマイページ上に請求額にかかわる電子データを登録した日とします。

18. 支払期限日

- (1) お客さまの電気料金は、19（電気料金の支払方法または支払日）に定める方法により、支払期限日までにお支払いいただきます。
- (2) 支払期限日は、支払方法がクレジットカード払いの場合、19（電気料金の支払方法または支払日）に定める立替払いがなされた日とします。その他当社が指定する方

法の場合、当社が指定する日とします。

19. 電気料金の支払方法および支払日

- (1) お客さまには、電気料金（20（延滞利息）に定める延滞利息を含みます。）を毎月お支払いいただきます。お客さまの電気料金の支払方法および支払日は、次のとおりとします。
 - ① 当社指定のクレジットカード会社（以下「クレジットカード会社」といいます。）との契約に基づき、クレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただく場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがなされたときに、お客さまの当社に対する支払いが完了したものとします。
 - ② その他当社が指定する方法によりお支払いいただく場合は、当社に着金されたときに、お客さまの当社に対する支払いが完了したものとします。なお、この場合の支払いに伴う費用は、お客さまに負担していただきます。
- (2) 当社は、(1)にかかわらず、弁護士もしくは弁護士法人（以下「弁護士等」といいます。）または当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、弁護士等または債権回収会社が指定した様式により、電気料金を払い込みによりお支払いいただくことがあります。この場合は、弁護士等または債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに、お客さまの当社に対する支払いが完了したものとします。なお、この場合の支払いに伴う費用は、お客さまに負担していただきます。
- (3) 当社は、お客さまにお支払いいただいた電気料金額に過不足があることが判明した場合、その支払い過剰額または不足額をお客さまにお知らせし、原則として、お知らせした日以降に支払期限日が到来する電気料金と精算します。

20. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合には、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる電気料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に1日あたり0.0274パーセントの割合を乗じて算定した金額とします。なお、電気料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定します。

電気料金に含まれる消費税等相当額＝電気料金×消費税率÷（1＋消費税率）

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金とあわせてお支払いいただきます。

21. 電気料金および延滞利息の支払順序

電気料金および延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

22. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、お客さまにすみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

23. 違約金

お客さまが 30（当社からの電気需給契約の解約等）(1) ②（二）から（へ）のいずれかに該当し、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社が託送約款の定めにより一般送配電事業者から請求された金額を、違約金としてお客さまから申し受けます。

24. 使用の制限もしくは中止

当社は、次の場合には、一般送配電事業者の都合等により、供給時間中にお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- ① 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ② 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- ③ 一般送配電事業者がその他電気の需給上または保安上必要があると判断した場合
- ④ 非常変災の場合

25. 損害賠償の免責

- (1) 当社は、24（使用の制限もしくは中止）によって電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、これによりお客さまが受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 当社は、30（当社からの電気需給契約の解約等）によって電気需給契約を解約した場合には、これによりお客さまが受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 当社は、漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、これによりお客さまが受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 当社は、お客さまが受けた損害について賠償の責任を負う場合であっても、当社が

賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、逸失利益等の間接損害を除く通常かつ現実の損害に限るものとします。

26. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、当社が一般送配電事業者から請求された金額を、賠償金としてお客さまに負担していただきます。

27. 電気料金メニューの変更

- (1) お客さまが電気料金メニューの変更を希望される場合は、当社所定の方法により申し込みいただき、当社がそれを承諾したときに、電気料金メニューを変更することができます。
- (2) 電気料金メニューの変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、2（本約款等の変更）(2) および (3) に準じます。

28. 電気需給契約名義の変更

新たなお客さまが、従前のお客さまの電気需給契約に関する全ての権利義務を受け継ぎ、当社との電気需給契約の継続を希望される場合は、当社所定の方法により契約名義を変更していただきます。

29. お客さまからの電気需給契約の解約

- (1) 引越し（転出）等の理由による電気需給契約の解約
お客さまが、引越し等の理由により電気需給契約を解約しようとする場合は、あらかじめその解約を希望する日（以下「解約希望日」といいます。）を定めて、当社所定の方法により当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出を基に、一般送配電事業者に対し、解約希望日に電気需給契約を解約するために必要な手続きを行います。当社は、次の場合を除き、お客さまが申し出た解約希望日を解約日とします。
 - ① 当社がお客さまの解約の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則として、その申し出を受け付けた日を解約日とします。ただし、申し出を受け付けた日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合には、その直後の当社が定める日を解約日とします。
 - ② 当社の責に帰すことのできない理由（非常変災等の不可抗力による場合を除きます。）により電気需給契約を解約するために必要な措置ができない場合は、電気需給契約を解約するための措置が可能となった日を解約日とします。

- (2) 他の小売電気事業者への切り替えによる解約
お客さまが、当社との電気需給契約を解約し、新たに他の小売電気事業者から電気の供給を受ける場合には、当該小売電気事業者に対して契約の申し込みをしていただきます。この場合、当該小売電気事業者からお客さまに電気の供給が開始される日を、当社との電気需給契約の解約日とします。なお、当該小売電気事業者との契約内容によっては、当社に対して解約の申し出が必要になることがあります。

30. 当社からの電気需給契約の解約等

- (1) 当社は、次の場合には、電気需給契約を解約することがあります。なお、原則として、事前にその旨をお客さまにお知らせします。
- ① お客さまが次のいずれかに該当する場合
- (イ) 支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合
 - (ロ) 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務を期日までに履行しない場合
 - (ハ) 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息や工事費負担金等）を履行しない場合
 - (ニ) お客さまから9（電気の需給開始）に定める需給開始に必要となる情報を提供いただけない等、需給開始に向けた手続きに支障がある場合
 - (ホ) 適用されている電気料金メニュー定義書が廃止されたにもかかわらず、他の電気料金メニューに申し込みをされない場合
- ② お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から託送供給を停止された場合、またはそのおそれがある事実が判明した場合
- (イ) お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険が生じた場合
 - (ロ) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - (ハ) 一般送配電事業者に無断で、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
 - (ニ) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (ホ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
 - (ヘ) 電灯または小型機器を使用するお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合
 - (ト) 35（電気需給にともなうお客さまの協力）(1) に反して、一般送配電事業者の係員による立入業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - (チ) 35（電気需給にともなうお客さまの協力）(2) によって必要となる措置を講

じられない場合

- ③ お客さまが次のいずれかに該当した場合
- (イ) 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合
 - (ロ) 破産、民事再生、特別精算、会社更正等の手続き開始の申立てがあった場合
 - (ハ) 支払停止の状態に陥った場合
 - (ニ) 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
 - (ホ) その他信用状態が悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる場合
 - (ヘ) 当社に対して通知した内容が事実と反することが判明した場合
 - (ト) 本約款等および託送約款、関係法令・条例・規則等に反した場合
- (2) 電気需給契約は、次に定めるところにより、お客さまに何ら通知を要することなく終了します。なお、本約款等において、本項に基づく電気需給契約の終了は解約に準じ、「終了日」を「解約日」として取り扱います。
- ① お客さまが29（お客さまからの電気需給契約の解約）(1)による通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかであると当社が判断した場合。この場合の電気需給契約の終了日は、電気を使用していないことが明らかになった後に、当社が電気需給契約を終了させる措置を完了した日とします。
 - ② お客さまがその需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかだと一般送配電事業者が判断した場合。この場合の電気需給契約の終了日は、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日とします。

31. 電気需給契約解約後の債権債務関係

電気需給契約中の電気料金その他の債権債務は、電気需給契約の解約によっては消滅しません。なお、これには支払義務発生日が到来していないものも含まれます。

32. 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、原則として、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。なお、お客さまと一般送配電事業者との協議により別途定められた場合には、この限りではありません。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、お客さまが一般送配電事業者にお支払いいただく工事費負担金等を除き、一般送配電事業者の負担で施設します。
- (3) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していた

できます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものとします。

33. 工事費負担金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、かつ、当社が一般送配電事業者からお客さまにかかる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその費用を負担していただきます。なお、当該費用は、託送約款に基づき一般送配電事業者が算定する金額とし、原則として、工事着手前に負担していただきます。
 - ① 新たに電気の使用を開始、電気料金メニューを変更または契約容量等を増加する場合
 - ② 新たに電気の使用を開始、電気料金メニューを変更または契約容量等を増加するために、新たに特別の供給設備を施設する場合
 - ③ 新たな電気の使用または契約容量等の増加をとみなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合
 - ④ 新たに契約容量等を設定し、または増加した日以降1年に満たないで、電気の使用を廃止しようとし、または契約容量等を減少しようとする場合
 - ⑤ その他お客さまの都合に基づく場合
- (2) 工事完成後、工事着手前にお支払いいただいた工事費負担金と実際の工事費負担金に差異があり、一般送配電事業者から精算を求められた場合には、お客さまにお支払いいただきます。

34. 需給開始に至らないで電気需給契約を解約する場合等の費用の申し受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって電気需給開始に至らないで電気需給契約を解約または変更する場合は、当社が一般送配電事業者から請求された費用を、お客さまに負担していただきます。供給設備の工事が行われず、当社が一般送配電事業者から測量監督等に要した費用を請求されたときも、当該費用を負担していただきます。

35. 電気需給にともなうお客さまの協力

- (1) 立入業務への協力
一般送配電事業者は、当社が本約款による電気需給契約遂行上必要と認める場合、および一般送配電事業者が電気業務上必要と認める場合には、お客さまの承諾を得てお客さまの土地もしくは建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することについて承諾していただきます。
- (2) 電気の使用にともなう協力

- ① お客さまの電気の使用により、次の原因等で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。特に必要がある場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設します。
- (イ) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (ロ) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (ハ) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - (ホ) その他 (イ)、(ロ)、(ハ) または (ニ) に準ずる場合
- ② お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用する場合は、①に準じて取り扱います。なお、この場合の連系条件は、一般送配電事業者が定める系統連系に関する契約要綱等によります。
- (3) 制限および中止への協力
当社が、24（使用の制限もしくは中止）によって、お客さまの電気の使用を制限もしくは中止する場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- (4) 必要な用地の提供の協力
電気の供給にともない、一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。
- (5) 保安等に対する協力
- ① 次の場合には、すみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をします。
 - (イ) 引込線、計量器等その他お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがある場合
 - (ロ) お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
 - ② お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は、①に準じて、適切な処置をします。
 - ③ お客さまが、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合

において、保安上特に必要があるときには、一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。

- ④ 一般送配電事業者は、必要に応じて、電気の供給に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行います。

(6) 調査への協力

- ① お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したときに、すみやかにその旨を一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。
- ② 一般送配電事業者がお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり、必要があるときは、お客さまに電気工作物の配線図を提示していただきます。

36. 消費税法改正の場合の取り扱い

消費税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法に則り電気料金を算定の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によります。

37. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、電気需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、何ら通知または催告等を要することなく、ただちに電気需給契約を解除することができ、当該解除により相手方が被った損害について、一切の義務および責任を負いません。

38. 専属的合意管轄裁判所

電気需給契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2024年4月1日より実施します。

2. 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

低圧で供給する場合で、記録型計量器以外の計量器で計量するときの使用電力量および契約容量等については、次のとおりとします。

① 移行期間における30分ごとの使用電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における30分ごとの使用電力量として均等に配分して得られる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの使用電力量として均等に配分して得られる値とします。

② 移行期間において電気料金メニューや契約容量等（以下「電気料金等」といいます。）の変更があった場合の30分ごとの使用電力量

電気料金等を変更したことにより、電気料金メニューに定める料金等に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、電気料金等の変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約容量等を乗じた値の比率により区分して算定します。この場合、移行期間における電気料金等の変更があった日の前後の接続供給電力量を、①に準じて、30分ごとの接続供給電力量として均等に配分します。